

資 料

(非営利法人課税 W G 関係)

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

〔平成14年3月29日〕

〔閣議決定〕

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

資 料

(公益法人制度等改革について)

内閣官房

行政改革推進事務局

公益法人制度等改革について（現時点での整理）

内閣官房行政改革推進事務局としては、これまで平成 14 年 4 月から、公益法人、NPO 法人関係者や民法等の研究者の方々から意見を聴取した上で、平成 14 年 8 月 2 日に「公益法人制度の抜本的改革について（論点整理）」を公表、パブリック・コメントを求め、さらに、昨年 11 月以来、公益法人、NPO 法人関係者を含む有識者の方々から構成される有識者懇談会を大臣の懇談会として設置し、定期的に開催し、様々な論点について御議論を頂いてきた。

以下は、その御議論を参考にしつつ、内閣官房行政改革推進事務局として公益法人制度等改革についての現時点での考え方を整理したものである。

1. 非営利法人制度の創設の考え方

- 非営利活動については、現在、国民による自発的な非営利活動を行う団体が数多く作られ、将来的にも今まで以上に活発化することと予測。

こうした団体が取引等の主体として権利・義務の統一的な帰属点としての法人格を取得することは、非営利活動の発展にとり不可欠。

国民による自由で多様な非営利活動を促進するため、できるだけ簡易な方法で法人を設立できるようにする必要。

- 一方、公益性（社会貢献性）や個々の法人の事業内容は、時代により変化するもの。公益性があると判断されていた法人の事業内容が公益性を失う状況が生じる可能性が大。

この場合、現行の公益法人やNPO法人のように法人格の取得と公益性の判断が一体となっている仕組みであると、公益性を失った法人については法人格の前提を失うことから法人格を喪失させることが原則。

しかし、こうした取扱いは、法人格の安定性、事業の継続性や取引の安全等の観点からみて不合理であること等から、実際に法人格を喪失させることはかなり困難。

その結果、公益性を失っているにもかかわらず、公益性ある法人として存続してしまう弊害が生じているところ。

- そこで、法人格の取得と公益性の判断を切り離し、公益法人制度・中間法人制度やNPO法人制度に共通する非営利性及び活動領域の一般性に着目し、準則主義による新たな非営利法人制度を創設することが適切。

- なお、公益性の判断については、法人法制とは別途の枠組みで行い、一定の基準を満たすことにより、公益性が認められた非営利法人については、公益活動を担うにふさわしい必要な規律を課すとともに、公益性の判断主体に

よるチェックを行う方向で検討（３．参照）。

2. NPO法の趣旨の尊重

- 今般の改革は、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付ける観点に立ち行うものと認識。
- 法人格の取得と公益性（社会貢献性）の判断を切り離し、共通の非営利法人制度を設け準則主義のもと登記により簡易に法人格の取得ができるようにするという改革の方向性は、NPO法の趣旨を尊重・発展させたもの。

3. 国民による支援の環境づくり

- 公益（社会貢献）活動を行う非営利法人に対しては、国民が自ら参加し、又は法人に寄附をする等により支援することが基本。国は国民による支援の環境づくりを担うべき。
- こうした観点から、国が、法律上客観的かつ明確に規定された基準に基づいて、非営利法人の公益性（社会貢献性）を判断の上登録し、その情報を国民に提供することにより、国民が容易に多様な非営利法人を評価したり、支援しようとするものを選択したりできるような仕組みを法人に関する制度において検討。
なお、登録された法人には、一定の優遇措置を講ずるとともに、公益（社会貢献）活動を担うにふさわしい必要な規律を課し、公益性（社会貢献性）の判断主体による登録の取消等の事後チェックを行う方向で検討。
- なお、既存の公益法人、NPO法人については、それぞれの法律の趣旨に沿った公益（社会貢献）活動を現に行っている法人は、登録され一定の優遇措置を受ける方向で検討。

4. その他

- 非営利法人制度の濫用については、中間法人、営利法人と同様、裁判所による解散命令制度等を設け対応。

非営利法人制度改革について(メモ)

平 15. 2. 21
非 営 利 W G
4 - 4

非営利法人に対する税制上の措置の検討に当たっては、法人制度改革の理念や枠組みを基礎として検討を行う必要があるが、以下のような点についてどう考えるのか。

- そもそも公益法人制度・中間法人制度・NPO法人制度という異なった理念の仕組みを一括りにして「非営利法人」制度とする積極的な理念や意義をどのように捉えているのか。
- これらについて準則主義により簡単に法人格を付与することの是非についてどのように検討したのか。名前だけの「非営利法人」が乱立し、社会的な混乱や悪影響を与えないかとの指摘についてどう考えるか。
- 公益的な活動を行う公益法人・NPO法人と共益的な活動を行う中間法人とは本来異質なものであり、法人格の付与・監督のあり方も自ずと異なったものとならざるを得ないのではないかと指摘についてどう考えるか。
- 公益法人とNPO法人は、公益的な活動という点では同じであっても、組織や活動の実態は大きく異なっており、これらを一元化することの是非について、国民的な理解を得て改革を進めることが適当ではないかと指摘についてどう考えるか。
- 「社会貢献」活動を行う非営利法人に対して一定の優遇措置を講じる点について、社会貢献活動とはどのような内容を具体的にいうのか。
- 社会貢献活動を行う法人に対して、政府がどのように関わり、どのような支援を行っていくとしているのか。
- 「非営利法人」に対する寄附について優遇措置を講ずる場合、事後的なチェックによる適正性の確保は困難であり、事前の厳格な要件を考えるべきではないか。

公益法人制度改革に関する申し入れ

平成15年3月10日

自由民主党
行政改革推進本部
公益法人委員会

○本日、当委員会において、公益法人制度の抜本改革の検討状況を政府から聴取したが、現在のところ、公益法人、中間法人、NPO法人を一括りの非営利法人とする方向で検討している旨の説明があった。

○これに対して、出席議員からは、制度創設後数年の段階で、1万を超えるNPO法人が活動をしていることにも配慮すると、現時点で公益法人等と同一の方向性を示すことは、同法の下、民間ボランティア活動に大きな成果を上げているNPO関係者に不安を与えることになり、問題があるのではないか、との意見が示された。

○このような意見を踏まえ、当委員会としては、政府に対し、NPO法人については非営利法人として最初から一括りとすることはせず、新たな非営利法人制度の動向を見据えた段階で、発展的に解消する可能性が高いとの位置付けをすることが適当である旨、申し入れるものである。